

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成22年7月14日

【四半期会計期間】 第5期第3四半期(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

【会社名】 株式会社ウエストホールディングス

【英訳名】 West Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 吉川 隆

【本店の所在の場所】 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号

【電話番号】 (082)503-3900(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 椎葉 栄次

【最寄りの連絡場所】 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号

【電話番号】 (082)503-3900(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 椎葉 栄次

【縦覧に供する場所】 株式会社ウエストホールディングス 東京支店
(東京都新宿区西新宿三丁目20番2号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期 第3四半期連結 累計期間	第5期 第3四半期連結 累計期間	第4期 第3四半期連結 会計期間	第5期 第3四半期連結 会計期間	第4期
会計期間	自 平成20年 9月1日 至 平成21年 5月31日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成21年 3月1日 至 平成21年 5月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成20年 9月1日 至 平成21年 8月31日
売上高 (千円)	14,551,249	15,817,289	5,630,034	4,123,971	20,848,663
経常利益又は経常損失() (千円)	44,660	486,183	164,449	118,171	580,489
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	616,409	365,213	104,084	165,541	238,553
純資産額 (千円)			2,139,434	3,309,912	2,997,209
総資産額 (千円)			9,753,336	11,711,857	11,695,292
1株当たり純資産額 (円)			76.75	209.09	185.79
1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失() (円)	83.42	35.93	10.36	22.18	30.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)		30.21	4.81		11.57
自己資本比率 (%)			21.6	28.0	25.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	924,496	1,520,507			1,580,863
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	363,823	301,845			503,617
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,346,988	1,532,555			1,651,310
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,283,139	4,526,196	1,774,978
従業員数 (名)			363	405	338

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、第4期第3四半期連結累計期間及び第5期第3四半期連結会計期間は1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	405
---------	-----

(2) 提出会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	79
---------	----

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第3四半期連結会計期間における生産実績、受注実績及び販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。なお、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントの区分を変更しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期実績値を変更後の区分に組み替えて行っております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
エコリフォーム事業	1,243,550	102.4
グリーンエネルギー事業	2,866,279	103.2
その他の事業	14,573	
合計	4,095,255	97.7

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価格によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
エコリフォーム事業	1,328,409	103.5	217,781	124.9
グリーンエネルギー事業	3,964,582	124.1	2,285,459	207.8
その他の事業	14,142	14.3		
合計	5,307,133	115.9	2,503,240	170.3

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
エコリフォーム事業	1,243,550	102.4
グリーンエネルギー事業	2,866,279	103.2
その他の事業	14,142	0.9
合計	4,123,971	73.3

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ヤマダハウジング	2,085,139	37.0		
株式会社ヤマダ電機	727,378	12.9	2,277,951	55.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、中国やインド等のアジア向けの輸出が引き続き増加していることや、アメリカ向け及びEU向けの輸出がともに持ち直しを見せていること等を背景に、輸出関連を中心に企業収益が大幅に改善していることから、景気が自律的な回復へ向かうことが期待されております。

しかしながら一方で、4月の完全失業率が前月比0.1%上昇し5.1%と高水準にあり、雇用情勢は依然として厳しい状態にあるとともに、消費者物価が持続的な下落傾向で推移するデフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在しております。また、5月の新設住宅着工件数は前年同月比4.6%減となり、17ヶ月ぶりに増加した4月から再び減少に転じております。

このような国内経済環境下において、断熱塗装、断熱屋根、断熱壁等省エネルギー商材の販売・施工を主軸とするエコリフォーム事業の業績は相応に推移いたしました。太陽光発電システム・オール電化の企画・販売・施工を主軸とするグリーンエネルギー事業の業績は、平成22年度政府予算に基づく「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の応募受付開始が4月26日になったことにより、受注工事の完成が6月以降に大幅にずれ込んだために、当第3四半期連結会計期間は、予算比未達となりました。（補助金を取り扱う太陽光発電普及拡大センター（通称：J-PEC）の4月の申請受理全件数は僅かに302件でした。）

この結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループの売上高は41億23百万円（前年同期比26.8%減）、営業損失を51百万円（前年同期は営業利益1億91百万円）、経常損失を1億18百万円（前年同期は経常利益1億64百万円）、四半期純損失を1億65百万円（前年同期は四半期純利益1億4百万円）計上いたしました。

なお、グリーンエネルギー事業に関して、最大手家電量販店との業務提携事業も順調に推移するとともに新たに電力会社グループやホームセンターとの業務提携も拡大し、当第3四半期末の繰越工事受注残高は22億85百万円と既往ピークを更新いたしました。

また、変換効率（15.5%）の高いスピードテックエナジー社製太陽電池モジュールの開発及び独自ブランドによる国内の独占的販売に目途をつけたことから、商材の卸売販売先も着実に増加しております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

エコリフォーム事業

省エネルギー商材の販売・施工へのシフトを推進するとともに、営業経費を削減したことにより、売上高は12億43百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は1億12百万円（前年同期比30.0%増）となりました。

グリーンエネルギー事業

前述のように、「補助金」の応募受付開始が遅延したことにより、エンドユーザー向け売上及び商材（主に太陽光発電システム）の卸売ともに奮わず、売上高は28億66百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は4百万円（前年同期比98.5%減）となりましたが、「補助金」の受付も常態に戻り工事完成も順調に推移し始めたことから、第4四半期の売上高及び営業利益ともに第3四半期比大幅に増加する見通しであります。

その他の事業

当社グループは、戸建住宅事業、土地・建物開発事業及び土木事業からの撤退を完了したことにより、売上高は14百万円（前年同期比99.1%減）、営業損失は11百万円（前年同期は営業損失10百万円）となっております。

(注) 事業区分の方法については、従来、「住宅リフォーム」、「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の5区分としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「住宅リフォーム」を建物保全、機能向上(耐震補強強化・省エネ効果)を中心とした「エコリフォーム事業」、太陽光発電システム、オール電化を中心とした「グリーンエネルギー事業」に区分するとともに、相対的に重要性の乏しい「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の各事業区分を統合し、「エコリフォーム事業」、「グリーンエネルギー事業」、「その他の事業」の3区分に変更しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、16百万円増加し、117億11百万円となりました。また、負債につきましては、前連結会計年度末比2億96百万円減少し84億1百万円、純資産につきましては、前連結会計年度末比3億12百万円増加し33億9百万円となりました。主な内容は以下のとおりであります。

(資産)

資産の増加の主な要因は、現金預金が30億22百万円増加した一方、完成工事未収入金が回収したことにより16億76百万円減少し、仕掛販売用不動産及び販売用不動産が売却により12億99百万円減少したことによるものであります。

(負債)

負債の減少の主な要因は、金融機関より借入による有利子負債が15億72百万円増加した一方、工事未払金が支払により15億29百万円減少、未成工事受入金の減少2億77百万円によるものであります。

(純資産)

純資産の増加は、四半期純利益の計上3億65百万円、甲種新株予約権の行使による資本金及び資本準備金が合計56百万円増加したことや配当金の支払1億40百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度に比べ27億51百万円増加し、45億26百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の減少は、2億80百万円となり前第3四半期連結会計期間に比べて5億24百万円減少いたしました。主な要因は、税金等調整前四半期純損失を1億69百万円計上したことや、仕入債務が9億97百万円減少並びに前渡金が2億81百万円増加した一方、売上債権の回収により11億34百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は、6百万円となり前第2四半期連結会計期間に比べて1億8百万円減少いたしました。主な要因は、定期預金の預入による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加は、9億34百万円となり前第3四半期連結会計期間に比べて27億62百万円増加いたしました。主な要因は、金融機関からの借入による収入によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,274,000
A種優先株式	150,000
計	31,424,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,486,000	8,486,000	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	(注)2、3
A種優先株式	150,000	150,000		(注)4、5
計	8,636,000	8,636,000		

(注)1 提出日現在発行数欄には、平成22年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で株式会社大阪証券取引所と合併しておりますので、同日以降の上場金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。

3 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

4 A種優先株式の単元株式数は100株であります。A種優先株式は、会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また、議決権を有しないA種優先株式は、資金調達の多様化及び資本の増強を図ることを目的としております。

5 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 中間配当の基準日

取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

(3) 期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日

当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて金銭による剰余金の配当をすることができる。

(4) 優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(5)に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(5) 優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率6.0%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成21年8月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(6) 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(7) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、支払う。

「A種残余財産分配額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額、及び()払込金額相当額に解散日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 譲渡制限

譲渡制限は定めない。

4. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

5. 単元

A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

当社は、1単元に満たない株式数を表示したA種優先株式にかかる株券を発行しない。

A種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6. 現金対価の取得請求権（償還請求権）

A種優先株主は、払込期日から3年後の応当日以降いつでも、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式1株につき下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「A種優先株式償還請求」という。）ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。

「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額、()払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率4.0%の利率で計算される金額（払込期日（同日を含む。）から平成21年8月末日（同日を含む。）までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.04を乗じることにより算出した額とする。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、()A種累積未払配当金相当額、及び()払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

7. 現金対価の取得条項（強制償還）

当社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。

「A種優先株式強制償還価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額、()払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率5.0%の利率で計算される金額（払込期日（同日を含む。）から平成21年8月末日（同日を含む。）までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出した額とする。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、()A種累積未払配当金相当額、及び()払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

8. 普通株式対価の取得請求権（転換予約権）

(1) 転換予約権の内容

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき下記8.(3)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対してA種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

(2) 転換請求の制限

上記8.(1)にかかわらず、転換請求の日（以下「A種転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、() A種優先株主が当該A種転換請求日に転換請求したA種優先株式の数に、() 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の転換請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求にかかるA種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、転換請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

「剰余授權株式数」とは、() 当該A種転換請求日における定款に定める当会社の発行する普通株式の数より、() 当該A種転換請求日における発行済普通株式の数、当該A種転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該A種転換請求日に転換請求したA種優先株式の総数について転換が行われたと仮定した場合における、当該転換請求により交付される普通株式の総数をいう。

(3) 取得請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

(算式)

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数 = A ÷ B

A = 転換請求にかかるA種優先株式1株について、(i) 払込金額相当額、() A種累積未払配当金相当額、及び() 払込金額相当額に当該A種転換請求日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該A種転換請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和

B = 転換価額

当初転換価額

当初の転換価額は、払込期日の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%相当額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

転換価額の修正

転換価額は、毎年4月末日及び10月末日（以下「修正日」という。）に、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%相当額に修正されるものとし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、かかる修正後の転換価額が、40円（以下「下限転換価額」という。但し、下記8.(3)に定める調整を受ける。）を下回った場合、下限転換価額を転換価額とし、その後本 に基づく修正は行われないものとする。なお、上記30取引日の間に、下記8.(3)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記8.(3)に準じて調整される。）

転換価額の調整

(イ) A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。

(算式)

調整後転換価額 = A × (B + C × D ÷ E) ÷ (B + C)

A = 調整前転換価額（調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。）

B = 既発行普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株あたりの払込金額・処分価額

E = 1株あたりの時価（調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。）

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。但し、下記()記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)、調整後転換価額は、払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株あたりの払込金額・処分価額」は、0円とする。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。本()において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株あたりの払込金額・処分価額」は、0円とし、転換価額調整式Bにおける「既発行普通株式数 - 自己株式数」は「既発行普通株式数」と読み替える。
- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式又は当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後転換価額は、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得又は行使価額が決定される日(本()において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した金額をいう。
- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式、又は当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該行使又は行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使又は行使価額が決定される日(本()において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本()において、転換価額調整式Dにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、転換価額調整式Dにおける「1株あたりの払込金額・処分価額」は、0円とする。
- (ロ) 上記(イ)において、当該各行為にかかる基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(但し、上記(イ)()については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (ハ) 上記(イ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役が判断する合理的な取得価額に変更される。
- 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株あたりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (ニ) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ホ) 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

9. 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当会社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成19年11月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,607(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき107
新株予約権の行使期間	平成22年11月6日から平成25年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107 資本組入額 54
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件

対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

その他の条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権の内容は、次のとおりであります。

甲種新株予約権

平成20年11月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	288,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき83
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から平成27年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 83 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限は定めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(平成21年法務省令第7号)が平成21年3月27日に公布、同年4月1日に施行され「会社計算規則第17条」の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式288,000株とする(新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第4項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第4項第(1)号乃至第(3)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、払込期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所(JASDAQ市場)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%相当額の1円未満の端数を切り捨てた金額とする。

4 行使価額の調整

(1) 新株予約権の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により、行使価額を調整する。

（算式）

$$\text{調整後行使価額} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前行使価額（調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額をいう。）

B = 既発行普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当りの払込金額・処分価額

E = 1株当りの時価（調整後行使価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される。）

行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。但し、下記記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）、調整後行使価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。無償割当ての場合、行使価額調整式Dにおける「1株当りの払込金額・処分価額」は、0円とする。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。本において、行使価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、行使価額調整式Dにおける「1株当りの払込金額・処分価額」は、0円とし、行使価額調整式Bにおける「既発行普通株式数 - 自己株式数」は「既発行普通株式数」と読み替える。

行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社普通株式又は当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後行使価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後行使価額は、当該取得又は行使価額が決定される日（本において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した金額をいう。

行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社普通株式、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後行使価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で行使されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該行使又は行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後行使価額は、当該行使又は行使価額が決定される日（本 において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本 において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した金額をいう。

株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後行使価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本 において、行使価額調整式Dにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、行使価額調整式Dにおける「1株当りの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (2) 上記第(1)号において、当該各行為にかかる基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（但し、上記第(1)号 については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 上記第(1)号に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役が判断する合理的な行使価額に変更される。

合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に使用すべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。

- (4) 行使価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (5) 行使価額調整式により算出される調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満の場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年5月31日		8,636,000		1,989,970		1,772,357

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年2月28日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 150,000		「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,485,800	84,858	
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	8,636,000		
総株主の議決権		84,858	

【自己株式等】

平成22年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,195	1,940	1,792	1,362	1,489	1,364	1,375	1,435	1,080
最低(円)	945	1,045	1,105	967	1,070	1,160	1,175	957	761

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年3月31日まではジャスダック証券取引所、平成22年4月1日以降は大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであります。

2 平成22年4月1日以降は、ジャスダック証券取引所の大阪証券取引所との合併に伴い、当社株式は大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場しております。

3 上記の株価は、当社の普通株式に係るものであり、A種優先株式は非上場のため該当いたしません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役	代表取締役専務	土手 修	平成21年12月29日
専務取締役	代表取締役専務	永島 歳久	平成21年12月29日
取締役	常務取締役	佐藤 廣之	平成22年3月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成21年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成22年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、九段監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 5,051,838	2 2,029,712
受取手形及び売掛金	422,128	351,184
完成工事未収入金	1,143,258	2,819,700
商品	126,830	134,056
販売用不動産	129,115	581,712
仕掛販売用不動産	2 -	2 847,116
未成工事支出金	17,991	6,460
貯蔵品	4,905	5,221
繰延税金資産	361,185	208,866
その他	740,410	731,913
貸倒引当金	42,969	160,304
流動資産合計	7,954,695	7,555,641
固定資産		
有形固定資産	1 1,932,928	1 1,949,614
無形固定資産		
のれん	673,396	915,248
その他	18,705	19,447
無形固定資産合計	692,101	934,696
投資その他の資産		
投資有価証券	386,655	382,580
長期貸付金	95,257	222,763
その他	1,395,514	1,212,173
貸倒引当金	745,295	562,177
投資その他の資産合計	1,132,131	1,255,339
固定資産合計	3,757,161	4,139,651
資産合計	11,711,857	11,695,292
負債の部		
流動負債		
支払手形	-	27,638
買掛金	21,659	2,900
工事未払金	1,942,054	3,471,299
短期借入金	3 3,751,012	3 1,859,305
未払法人税等	86,386	66,231
賞与引当金	53,584	25,358
その他	806,317	1,174,119
流動負債合計	6,661,013	6,626,854
固定負債		
長期借入金	1,653,959	1,973,415
退職給付引当金	8,870	13,264
その他	78,101	84,549
固定負債合計	1,740,931	2,071,228
負債合計	8,401,944	8,698,082

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,989,970	1,961,620
資本剰余金	916,548	949,848
利益剰余金	427,856	141,202
株主資本合計	3,334,374	3,052,671
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	60,062	93,138
評価・換算差額等合計	60,062	93,138
新株予約権	5,125	8,062
少数株主持分	30,474	29,613
純資産合計	3,309,912	2,997,209
負債純資産合計	11,711,857	11,695,292

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
売上高	14,551,249	15,817,289
売上原価	10,194,091	10,746,970
売上総利益	4,357,158	5,070,319
販売費及び一般管理費	4,229,298	4,506,090
営業利益	127,860	564,228
営業外収益		
受取利息	9,295	3,500
持分法による投資利益	-	9,427
その他	36,774	19,150
営業外収益合計	46,070	32,077
営業外費用		
支払利息	107,599	65,256
貸倒引当金繰入額	-	43,645
株式交付費	95,879	-
持分法による投資損失	2,851	-
その他	12,259	1,220
営業外費用合計	218,590	110,122
経常利益又は経常損失()	44,660	486,183
特別利益		
貸倒引当金戻入額	22,369	3,855
固定資産売却益	51	-
保険解約返戻金	32,733	-
特別利益合計	55,153	3,855
特別損失		
固定資産除却損	39,012	6,810
会員権評価損	-	2,238
関係会社整理損	-	49,248
たな卸資産廃棄損	6,698	-
たな卸資産評価損	372,667	-
投資有価証券売却損	31,839	-
投資有価証券評価損	-	56,882
訴訟関連損失	60,150	51,340
貸倒引当金繰入額	79,052	-
特別損失合計	589,420	166,520
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	578,927	323,519
法人税、住民税及び事業税	34,250	104,440
法人税等調整額	8,665	146,994
法人税等合計	42,915	42,554
少数株主利益又は少数株主損失()	5,432	860
四半期純利益又は四半期純損失()	616,409	365,213

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
売上高	5,630,034	4,123,971
売上原価	4,001,947	2,633,874
売上総利益	1,628,086	1,490,097
販売費及び一般管理費	1,436,250	1,541,120
営業利益又は営業損失()	191,836	51,023
営業外収益		
受取利息	1,768	453
その他	11,219	5,010
営業外収益合計	12,987	5,464
営業外費用		
支払利息	27,121	27,851
株式交付費	9,668	-
貸倒引当金繰入額	-	36,574
持分法による投資損失	-	7,834
その他	3,583	351
営業外費用合計	40,374	72,612
経常利益又は経常損失()	164,449	118,171
特別利益		
貸倒引当金戻入額	18,342	986
投資有価証券評価損戻入益	69,764	-
特別利益合計	88,107	986
特別損失		
固定資産除却損	22,897	86
たな卸資産廃棄損	1,157	-
投資有価証券評価損	-	52,696
訴訟関連損失	11,067	-
貸倒引当金繰入額	79,052	-
特別損失合計	114,173	52,783
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	138,383	169,968
法人税、住民税及び事業税	23,101	1,599
法人税等調整額	10,039	4,056
法人税等合計	33,141	5,655
少数株主利益	1,157	1,228
四半期純利益又は四半期純損失()	104,084	165,541

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	578,927	323,519
減価償却費	113,974	106,552
のれん償却額	177,327	176,939
賞与引当金の増減額(は減少)	17,978	28,226
貸倒引当金の増減額(は減少)	77,923	67,095
受取利息及び受取配当金	11,911	6,496
支払利息	107,599	65,256
株式交付費	95,879	-
固定資産売却損益(は益)	51	-
固定資産除却損	39,012	6,810
投資有価証券評価損益(は益)	-	56,882
投資有価証券売却損益(は益)	31,839	-
関係会社整理損	-	49,248
売上債権の増減額(は増加)	479,592	1,581,326
たな卸資産の増減額(は増加)	1,256,679	1,294,788
前渡金の増減額(は増加)	123,820	318,073
仕入債務の増減額(は減少)	302,035	1,524,204
未成工事受入金の増減額(は減少)	369,129	276,034
未払金の増減額(は減少)	60,422	119,615
前受金の増減額(は減少)	68,500	612
その他	189,495	176,195
小計	1,085,876	1,689,029
利息及び配当金の受取額	31,630	6,961
利息の支払額	99,461	85,860
法人税等の還付額	8,052	-
法人税等の支払額	101,601	89,622
営業活動によるキャッシュ・フロー	924,496	1,520,507

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	73,870	-
投資有価証券の取得による支出	2,767	25,260
有形固定資産の売却による収入	51	-
有形固定資産の取得による支出	11,185	50,212
無形固定資産の取得による支出	215	1,400
定期預金の払戻による収入	793,533	47,890
定期預金の預入による支出	194,000	282,000
敷金及び保証金の回収による収入	21,037	20,046
敷金及び保証金の差入による支出	102,085	30,487
短期貸付金の回収による収入	72,305	25,562
短期貸付けによる支出	27,177	5,600
長期貸付金の回収による収入	179,490	90,578
長期貸付けによる支出	83,025	25,334
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	69,066
事業譲受による支出	95,238	30,000
子会社株式の取得による支出	261,000	-
その他	227	33,438
投資活動によるキャッシュ・フロー	363,823	301,845
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	310,000	947,232
長期借入れによる収入	195,000	2,500,000
長期借入金の返済による支出	2,642,277	1,826,645
株式の発行による収入	1,404,120	52,290
新株予約権の発行による収入	6,426	-
配当金の支払額	257	139,639
リース債務の返済による支出	-	682
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,346,988	1,532,555
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	58,669	2,751,217
現金及び現金同等物の期首残高	1,341,808	1,774,978
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,283,139	4,526,196

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
1 連結範囲の事項の変更 連結子会社である株式会社桜井エンジニアリングは、平成22年1月28日に同社株式を全部売却したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 なお、第2四半期期首(平成21年12月1日)をみなし売却日としているため第1四半期連結会計期間の損益計算書を連結しております。
2 持分法の適用に関する事項の変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した株式会社ヤマダ電機ソーラーエナジー及び当第1四半期連結会計期間に設立した株式会社グリーンエネルギーマーケティングを持分法の適用の範囲に含めております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。 なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「貸倒引当金繰入額」は4,109千円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成22年5月31日)
<p>1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p> <p>2 棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> <p>4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年9月1日 至 平成22年5月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年8月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,298,852千円</p> <p>2. 担保資産 担保に供されている資産について、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるもの 定期預金 300,000千円 仕掛販売用不動産 千円</p> <p>3. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 970,000千円 借入実行残高 770,000千円 <u>差引額 200,000千円</u></p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,238,225千円</p> <p>2. 担保資産 定期預金 143,711千円 仕掛販売用不動産 844,000千円</p> <p>3. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 1,300,000千円 借入実行残高 910,000千円 <u>差引額 390,000千円</u></p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
1. 販売費及び一般管理費の主な内容	1. 販売費及び一般管理費の主な内容
従業員給与 1,414,112千円	従業員給与 1,442,382千円
賞与引当金繰入額 33,649千円	賞与引当金繰入額 43,188千円
貸倒引当金繰入額 19,722千円	貸倒引当金繰入額 27,304千円
支払手数料 467,476千円	支払手数料 343,697千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
1. 販売費及び一般管理費の主な内容	1. 販売費及び一般管理費の主な内容
従業員給与 463,842千円	従業員給与 487,784千円
賞与引当金繰入額 17,284千円	賞与引当金繰入額 26,918千円
支払手数料 156,173千円	貸倒引当金繰入額 19,383千円
	支払手数料 130,989千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年5月31日現在)	(平成22年5月31日現在)
現金及び預金 1,648,338千円	現金及び預金 5,051,838千円
預入期間が3ヶ月を 越える定期預金等 365,198千円	預入期間が3ヶ月を 越える定期預金等 525,641千円
現金及び現金同等物 1,283,139千円	現金及び現金同等物 4,526,196千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成22年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,486,000
A種優先株式(株)	150,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成20年甲種新株予約権	普通株式	288,000	2,016
	平成20年ストック・オプションとしての 新株予約権			3,109
	平成21年ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	100,000	
合計			388,000	5,125

平成20年及び平成21年ストック・オプションとしての新株予約権については権利行使期間の初日は到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78,560	10.00	平成21年8月31日	平成21年11月30日
平成21年11月27日 定時株主総会	A種優先 株式	資本剰余金	61,650	600.00	平成21年8月31日	平成21年11月30日

(注) A種優先株式に係る配当金の総額は、発行年度につき日割で計算しております。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	住宅リ フォーム事 業 (千円)	戸建住宅 事業 (千円)	土地・建物 開発事業 (千円)	土木事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1)外部顧客に対 する売上高	3,990,508	632,815	349,397	638,154	19,158	5,630,034		5,630,034
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高								
計	3,990,508	632,815	349,397	638,154	19,158	5,630,034		5,630,034
営業利益又は 営業損失()	358,710	13,835	1,795	18,247	16,801	348,115	(156,278)	191,836

当第3四半期連結会計期間（自平成22年3月1日至平成22年5月31日）

	エコリフォーム事業 (千円)	グリーンエネルギー事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,243,550	2,866,279	14,142	4,123,971		4,123,971
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高						
計	1,243,550	2,866,279	14,142	4,123,971		4,123,971
営業利益又は営業損失()	112,525	4,135	11,463	105,197	(156,220)	51,023

(注) 1. その他の事業区分の内訳

「その他の事業」の内訳は次のとおりであります。

	戸建住宅事業 (千円)	土地・建物開発事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)
売上高				
(1) 外部顧客に対する売上高	520	3,269	10,352	14,142
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高				
計	520	3,269	10,352	14,142
営業利益又は営業損失()	6,140	527	5,851	11,463

2. 事業区分及び区分の主な内容

事業区分は事業の内容を勘案して、次のとおり区分しております。

エコリフォーム事業	建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）の施工販売事業
グリーンエネルギー事業	環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化）の施工販売事業
その他の事業	戸建住宅の施工販売、建材業者への材料販売等

3. 事業区分の変更

事業区分の方法については、従来、「住宅リフォーム」、「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の5区分としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「住宅リフォーム」を建物保全、機能向上（耐震補強強化・省エネ効果）を中心とした「エコリフォーム事業」、太陽光発電システム、オール電化を中心とした「グリーンエネルギー事業」に区分するとともに、相対的に重要性の乏しい「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の各事業区分を統合し、「エコリフォーム事業」、「グリーンエネルギー事業」、「その他の事業」の3区分に変更いたしました。

この変更は、前連結会計年度において、土地・建物開発事業及び土木事業からの撤退と戸建住宅事業の大幅な縮小、並びに株式会社明野住宅の事業再構築を図るとともに、住宅リフォーム事業、特に建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）と環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化の販売施工）に経営資源を集中することを骨格とするグループ全体の事業の再構築を完遂したとの認識の下に、事業活動をよりの確に開示するため、最近の受注動向や住宅分野における太陽光発電システム市場の加速度的な拡大見通し等を踏まえて、事業の種類別セグメントの区分の見直しを行ったものであります。

なお、前第3四半期連結会計期間のセグメント情報を、当第3四半期連結会計期間において用いた事業区分の方法により区分した場合は、次のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	エコリフォーム事業 (千円)	グリーンエネルギー事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,214,392	2,776,115	1,639,525	5,630,034		5,630,034
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	1,214,392	2,776,115	1,639,525	5,630,034		5,630,034
営業利益又は営業損失()	86,557	272,152	10,594	348,115	(156,278)	191,836

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年9月1日 至 平成21年5月31日)

	住宅リ フォーム事 業 (千円)	戸建住宅 事業 (千円)	土地・建物 開発事業 (千円)	土木事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対 する売上高	10,981,307	1,350,701	1,109,358	1,050,026	59,855	14,551,249		14,551,249
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高								
計	10,981,307	1,350,701	1,109,358	1,050,026	59,855	14,551,249		14,551,249
営業利益又は 営業損失()	763,492	162,001	16,152	40,927	58,658	599,912	(472,051)	127,860

(注) 1. 事業区分及び各区分の主な内容

事業区分は事業の内容を勘案して、次のとおり区分しております。

住宅リフォーム事業	住宅全般の総合リフォームの施工販売(直営及びフランチャイズ展開)事業
戸建住宅事業	土地付戸建住宅施工販売及び他の戸建住宅事業者からの施工請負事業
土地・建物開発事業	非木造建築物(土地・建築等)の施工・販売及び、リフォーム事業
土木事業	公共土木及び民間宅地造成事業
その他の事業	建材業者への材料販売等

2. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、住宅リフォーム事業23,670千円、戸建住宅事業96,323千円減少しております。

当第3四半期連結累計期間（自平成21年9月1日至平成22年5月31日）

	エコリフォーム事業 (千円)	グリーンエネルギー事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,721,176	10,728,543	1,367,569	15,817,289		15,817,289
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高						
計	3,721,176	10,728,543	1,367,569	15,817,289		15,817,289
営業利益又は営業損失（ ）	474,713	751,000	214,287	1,011,426	(447,198)	564,228

(注) 1. その他の事業区分の内訳

「その他の事業」の内訳は次のとおりであります。

	戸建住宅事業 (千円)	土地・建物開発事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)
売上高				
(1) 外部顧客に対する売上高	865,655	443,505	58,408	1,367,569
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高				
計	865,655	443,505	58,408	1,367,569
営業損失（ ）	107,494	87,939	18,852	214,287

2. 事業区分及び区分の主な内容

事業区分は事業の内容を勘案して、次のとおり区分しております。

エコリフォーム事業	建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）の施工販売事業
グリーンエネルギー事業	環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化）の施工販売事業
その他の事業	戸建住宅の施工販売、建材業者への材料販売等

3. 事業区分の変更

事業区分の方法については、従来、「住宅リフォーム」、「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の5区分としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「住宅リフォーム」を建物保全、機能向上（耐震補強強化・省エネ効果）を中心とした「エコリフォーム事業」、太陽光発電システム、オール電化を中心とした「グリーンエネルギー事業」に区分するとともに、相対的に重要性の乏しい「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の各事業区分を統合し、「エコリフォーム事業」、「グリーンエネルギー事業」、「その他の事業」の3区分に変更いたしました。

この変更は、前連結会計年度において、土地・建物開発事業及び土木事業からの撤退と戸建住宅事業の大幅な縮小、並びに株式会社明野住宅の事業再構築を図るとともに、住宅リフォーム事業、特に建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）と環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化の販売施工）に経営資源を集中することを骨格とするグループ全体の事業の再構築を完遂したとの認識の下に、事業活動をよりの確に開示するため、最近の受注動向や住宅分野における太陽光発電システム市場の加速度的な拡大見通し等を踏まえて、事業の種類別セグメントの区分の見直しを行ったものであります。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報を、当第3四半期連結累計期間において用いた事業区分の方法により区分した場合は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年9月1日 至 平成21年5月31日)

	エコリフォー ム事業 (千円)	グリーンエネ ルギー事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,799,742	7,181,565	3,569,941	14,551,249		14,551,249
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	3,799,742	7,181,565	3,569,941	14,551,249		14,551,249
営業利益又は営業損失()	400,940	362,551	163,580	599,912	(472,051)	127,860

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自 平成20年9月1日 至 平成21年5月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年9月1日 至 平成22年5月31日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自 平成20年9月1日 至 平成21年5月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年9月1日 至 平成22年5月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年8月31日)
209.09円	185.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,309,912	2,997,209
普通株式に係る純資産額(千円)	1,774,313	1,459,533
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	5,125	8,062
少数株主持分	30,474	29,613
A種優先株式払込金額	1,500,000	1,500,000
普通株式の発行済株式数(千株)	8,486	7,856
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	8,486	7,856

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
1株当たり四半期純損失 83.42円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 35.93円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 30.21円

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失() (千円)	616,409	365,213
普通株主に帰属しない金額(千円) (A種優先株式配当金)	38,955 (38,955)	67,320 (67,320)
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (千円)	655,364	297,893
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,856	8,289
普通株式増加数(千株) (A種優先株) (甲種新株予約権)	()	1,569 (1,281) (288)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	
1株当たり四半期純利益	10.36円	1株当たり四半期純損失	22.18円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	4.81円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失() (千円)	104,084	165,541
普通株主に帰属しない金額(千円) (A種優先株式配当金)	22,680 (22,680)	22,680 (22,680)
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (千円)	81,404	188,222
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,856	8,486
普通株式増加数(千株) (A種優先株) (甲種新株予約権)	13,793 (13,793)	1,569 (1,281) (288)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

株式会社ウエストホールディングス

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 島 博 和指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 一 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウエストホールディングスの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年9月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月14日

株式会社ウエストホールディングス

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 島 博 和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 一 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウエストホールディングスの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の事業の種類別セグメント情報（注）3に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間よりセグメント情報における事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。